

電子申請マニュアル

2026 / 7 / 1 Ver.12.0

目次	2
1. はじめに	3
1) 概要	
2) 用語の定義	
3) パソコンの環境等	
4) NICEの「WEB申請マニュアル」	
2. NICEのご利用方法	4
1) 申請等の流れ	
2) 利用者の登録	
3) Web申請（紙による申請）	
4) 電子申請（電子データによる申請）	
5) 検査の電子申請（電子データによる申請）	
3. お問い合わせ先	7

1. はじめに

1) 概要

Web申請とは、通常紙により申請いただいている申請書や設計図書を、ご使用のパソコンからインターネットを利用して電子データにより申請いただくものです。よって、お客様はご来所いただく必要がなく、24時間・365日いつでも申請が可能です。(センターの業務時間外による申請の場合の受付につきましては、翌営業日とさせていただきます場合があります)

なお、令和3年1月1日付で押印が廃止されたこと及びセンターの各業務規程を改正したことに伴い、電子署名を付与することなく最終の電子データをそのまま申請いただく、電子申請が可能となりました。

※ 電子申請の一部の書類につきましては、従来どおり紙による提出が必要となる場合があります。

2) 用語の定義

① Web申請（紙による申請）

インターネットを利用して電子データによる事前相談をいただき、補正が完了しましたら、電子データを紙に印刷し、必要部数をそろえていただいた上で申請いただくものです。

② 電子申請（電子データによる申請）

Web申請いただきました電子データの補正が完了しましたら、その電子データにより申請いただくものです。(正・副本は、電子データとなります)

③ N I C E W E B 申請システム

センターのWeb申請システムの名称です。申請方法は、以下の2種類となります。

- ・入力方式：各業務の申請書等の情報をWeb上で直接入力いただき、それ以外の設計図書等の電子データを添付していただくことにより、申請等を行うものです。
- ・添付方式：各業務の申請書等を含むすべての申請図書等の電子データをWeb上に添付していただくことにより、申請等を行うものです。

3) システム利用環境等

「NICE」をご利用いただける環境等は、以下のとおりです。

① 推奨するブラウザ

令和5年4月1日から、NICE WEB申請システムをアプリ版からブラウザ版に移行したことにより、原則、すべてのブラウザでシステムの利用が可能になりました。

※ブラウザとは、インターネットを利用するためのソフトウェアです。

② 推奨するOS

- ・Windows 11、macOS13以降、iOS15以降、Android13以降
(メーカーサポート期間内のOSを推奨)

※OS (オペレーティングシステム) とは、システム全体を管理するソフトウェアです。

③ 通信回線

通信回線は、SSL等のセキュリティ対策を行っています。

4) NICEの「WEB申請マニュアル（操作手順書）」

「NICE」にログインしていただきますと、「WEB申請システム起動」画面が表示されます。この画面上に以下のマニュアルを掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

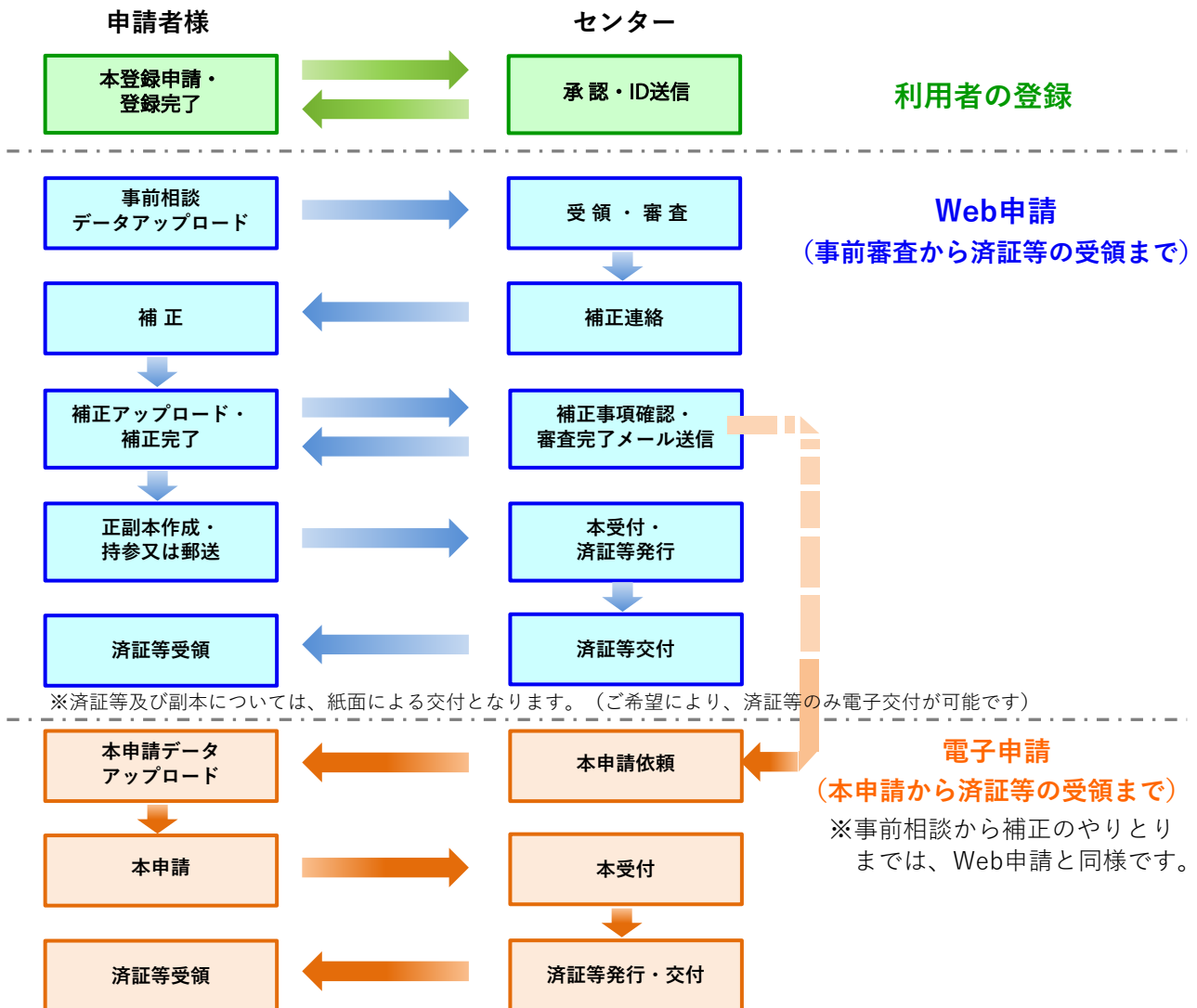
【SJKC】NICE WEB申請マニュアル_申請者様用(ブラウザ版)更新日付



2. NICEのご利用方法

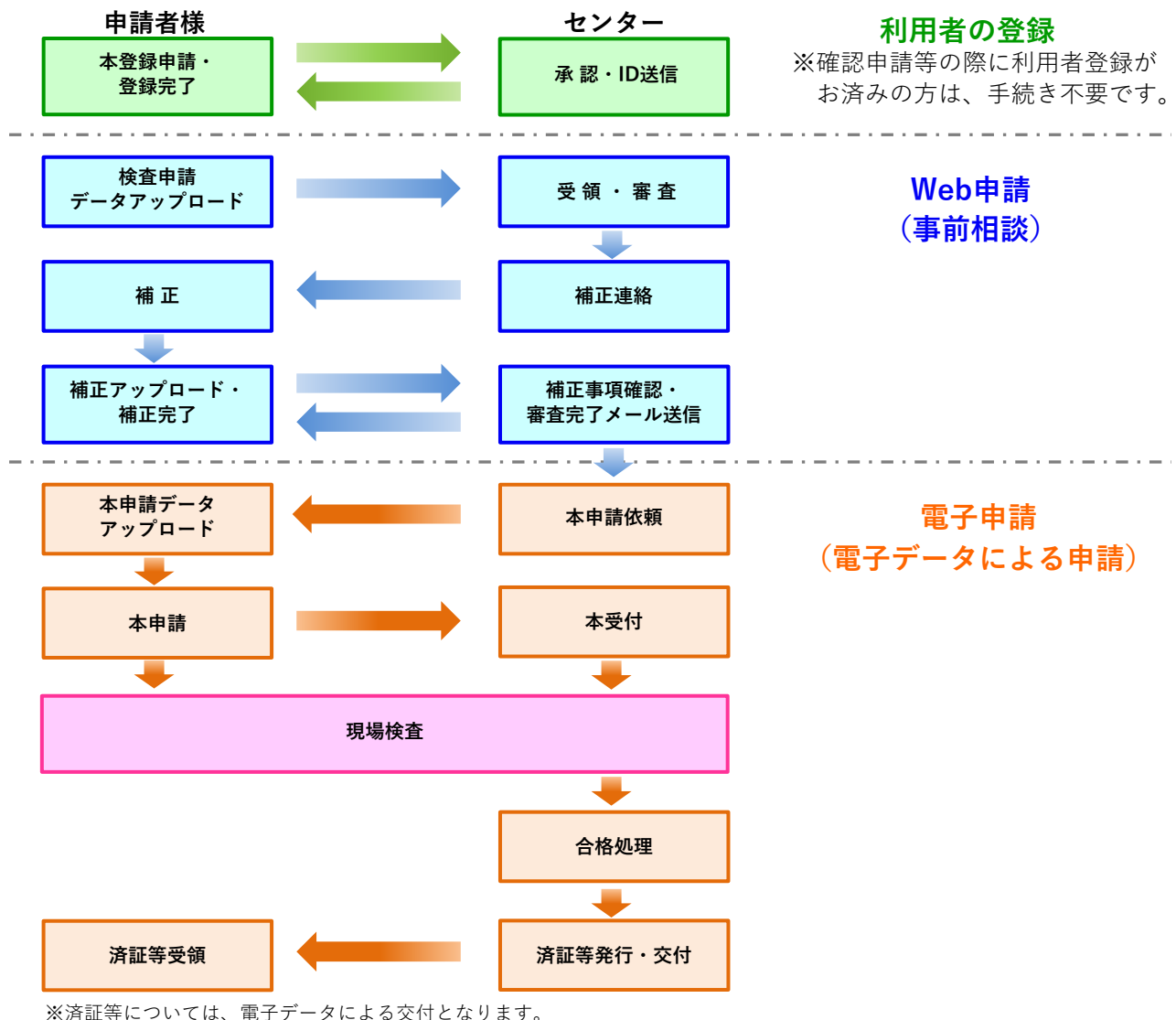
1) 申請等の流れ

① 申請の流れ



※済証等及び副本については、電子データによる交付となります。

② 検査の申請の流れ（電子申請の場合のみを記載）



2) 利用者の登録

「NICE」をご利用いただくためには、利用者の登録をしていただく必要があります。

詳細な登録の方法につきましては、別途「WEB申請マニュアル1【基本操作手順】」をご覧ください。

※1：「NICE」では、メールアドレス1件につき1ID・1パスワードが付与されますが、第三者の方も利用者の登録をしていただいた上で共有の設定をしていただくことにより、第三者の方も同じ物件の閲覧等を行うことができます。

※2：代表する方がNICEの利用者登録をしていただき、NICE内の「社員管理」機能をご利用いただくことにより、他の社員の方を自由に利用者登録することも可能です。

詳しくは、「WEB申請マニュアル1【基本操作手順】内の「社員管理」をご覧ください。

3) Web申請（紙による申請）

① 事前相談

「NICE」による事前相談の申請は、申請書の情報を直接Web上に入力し、それ以外の設計申請図書等の電子データを「NICE」にアップロードしていただきます。

詳細な申請方法等につきましては、別途、1. 4) の「NICE WEB申請マニュアル」をご覧ください。

② 添付可能なデータのファイル形式

pdf,xls,xlsx,doc,docx,zip,txt,xdw 等 ※CADデータ及びJPEG等の画像データは不可

③ 申請対象建築物等（フラット35等適合証明業務の竣工済特例を除く）

・センターが取り扱う業務のすべての建築物、建築設備及び工作物

④ 本申請

「NICE」にて補正事項のやり取りが完了しましたら、最終の電子データを必要部数印刷していただいた上で、審査を担当させていただきましたセンターの事務所までご郵送又はご持参ください。

⑤ 本受付

紙面により申請いただきました申請図書等が、最終の電子データと相違ないことをセンターにて確認させていただきました後、本受付をさせていただきます。

⑥ 決裁・済証等の発行

センター担当事務所の決裁者による決裁が終了しましたら、手数料のお振込みを確認させていただいた上で済証等を発行いたします。

⑦ 済証等の交付

済証等及び副本等をご郵送又はお渡しいたします。電子データによる済証等の交付を希望される場合には、事前にご連絡ください。

4) 電子申請（電子データによる申請）

① 事前相談

事前相談の申請は、3)①と同様です。

詳細な申請方法等につきましては、別途「WEB申請マニュアル」をご覧ください。

② 添付可能なデータのファイル形式

・事前相談：pdf,xls,xlsx,doc,docx,zip,txt,xdw 等 ※CADデータ及びJPEG等の
・本申請：pdf のみ（300dpi以上） 画像データは不可

③ 申請対象建築物等（フラット35等適合証明業務の竣工済特例を除く）

㊦ 確認検査業務における確認申請

・一戸建ての住宅（併用住宅を含む）及び一戸建ての住宅以外の3号建築物
・昇降機及び工作物

※1：上記以外の建築物等につきましては、WEB申請（事前相談）の補正完了後、正副本を印刷の上、申請くださいますようお願いいたします。3) 確認のWeb申請と同様の手順です。

※2：添付ファイルはすべてPDFファイルとし、A4又はA3サイズで作成してください。

㊧ 上記以外の業務の申請

・センターが取り扱う業務のすべての建築物

④ 本申請

「NICE」にて補正事項のやり取りが完了しましたら、最終の電子データにてご申請いただきます。

なお、一部の申請図書等（都計法規則第60条の証明書等）は、電子データによる提出ができないものもあります。このような書類につきましては、その書類に識別番号（NICEによる引受番号）を記載の上、別途紙により提出していただく必要があります。

⑤ 本受付

本申請された電子データが、最終の審査のものと相違ないことをセンターにて確認させていただきました後、本受付をさせていただきます。

⑥ 決裁・済証等の発行

センター担当事務所の決裁者による決裁が終了しましたら、手数料のお振込みを確認させていただいた上で済証等を発行いたします。

⑦ 済証等の交付

済証等につきましては、電子データによる交付となります。紙面による交付をご希望の場合には、別途手数料を頂戴いたします。

なお、副本につきましても電子データとなりますので、上記の済証等と併せて NICE からダウンロードしていただきますよう、お願いいたします。

(電子データを紙に印刷したものにつきましては、あくまでも副本の写しであり、原本は電子データとなります)

5) 検査の電子申請 (電子データによる申請)

① 事前相談

事前相談の申請は、3) ①と同様です。

詳細な申請方法等につきましては、別途「WEB申請マニュアル」をご覧ください。

② 添付可能なデータのファイル形式

- ・事前相談：pdf,xls,xlsx,doc,docx,zip,txt,xdw 等 ※CADデータ及びJPEG等の
- ・本申請：pdf のみ (300dpi以上) 画像データは不可

③ 申請対象建築物等 (フラット35等適合証明業務の竣工済特例を除く)

- ・センターが取り扱う業務のすべての建築物、建築設備及び工作物

※1：他機関から確認済証の交付を受けた物件の検査の申請など、一部のものについては電子申請に対応できない場合があります。

※2：添付ファイルはすべてPDFファイルとし、A4又はA3サイズで作成してください。

④ 本申請

「NICE」にて補正事項のやり取りが完了しましたら、最終の電子データにてご申請いただきます。

⑤ 本受付

本申請された電子データが、最終の審査のものと相違ないことをセンターにて確認させていただきました後、本受付をさせていただきます。

⑥ 現場検査

検査当日に手数料のお支払いの確認をさせていただきます。

⑦ 決裁・済証等の発行

センター担当事務所の決裁者による決裁が終了しましたら、済証等を発行いたします。

⑧ 済証等の交付

検査済証につきましては、電子データによる交付となります。紙面による交付をご希望の場合には、別途手数料を頂戴いたします。

3. お問い合わせ先



一般財団法人
さいたま住宅検査センター

企画管理部 企画管理課 TEL：048-711-5128

※ 当センターの各事務所でもご案内できますので、お気軽にお問い合わせください。